

秋田市議会訓令第4号

秋田市議会事務局

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月1日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

秋田市議会委員会傍聴規程（平成9年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他のやむを得ない事由により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第8条に次の2項を加える。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号又は第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、

その者の入場を禁止することができる。

第9条各号を次のように改める。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第10条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第11条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年9月4日から施行する。